

我が署の申し合わせ事項による自主安全活動について

上松運輸・庶務課厚生係 西 智 里
川 村 隆

はじめに

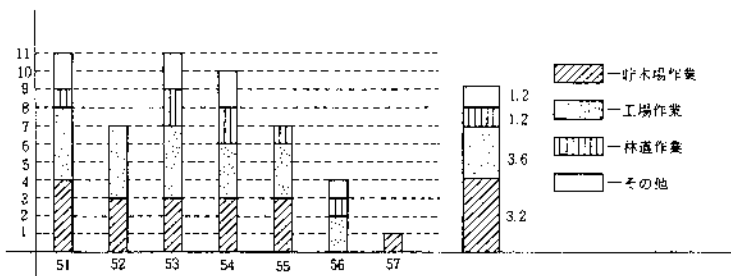
我が署の事業内容は他署と異なり、王滝宮林署及び上松宮林署の山元より搬出された木材を、貯木場において選木、検知、極積、販売の作業と、工場関係では重機械をはじめ、各種自動車の点検修理など、また林道事業では御岳林道を含む幹線、支線144 kmの維持修繕が主な作業であり、地形等作業環境には比較的恵まれているが、貯木場や工場においては、重荷物や重機械などの取り扱いが主であるため、労働災害の発生率が極めて高い状況にある。

このような状況の中から各職場においては、自主安全活動として、「安全管理申し合わせ事項」という規程を策定し、安全に対する推進活動を行った結果、一定の成果を得たのでその経過について発表する。

1 災害の分析

我が署の受け持つ王滝、上松両署において生産される木材の輸送形態は、半世紀にわたって続けられた林鉄輸送から、トラック輸送に切替えられた後、51年度から55年度まで5年間の労働災害は図-1に示すとおり51年度11件、52年度7件、53年度11件、54年度10件、55年度7件と年平均9.2件の発生となっている。

図-1 51年度～56年度作業別災害件数



このような災害を各事業別に集計すると貯木場関係では16件、工場関係では18件、林道関係で6件となり、更に災害別原因別に分析すると、図-2のように貯木場作業では選木や、極積、検知、木直し中に発生したもの10件となっている。また機械との組作業では3件発生しておりその原因は不成形材の取り扱い中予期せぬ方向え材が転動したり、打ち込んだトビのハネ返りなどで被災したものが多。

また墜落事故としては、極上からの滑落や、極から極へ飛び移ろうとして過まって墜落したもの

などである。

工場関係では、トラクターやフォークローダー等の重機械をはじめ、集材機、各種自動車の解体修理などが多い。これらの部品は小形でも重量があり、取扱上危険が伴う。また操作機械も生産工場と違い、1人が数種の機械を扱う上から災害が起りやすく、5年間の件数の中6件が機械操作によって発生している。

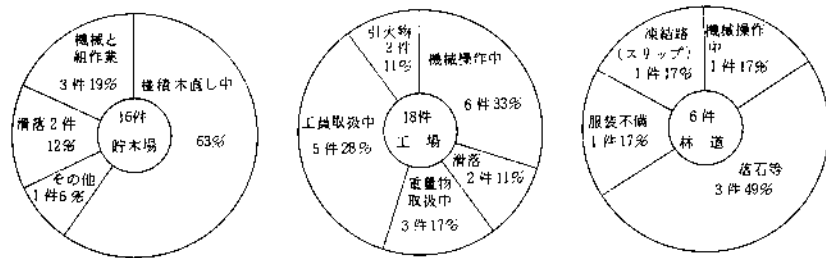
またショックドライバーやタガネ等の工具使用中、鉄粉飛散によって眼に災害を受けた者5件でその他トラックの上で作業中不意に発進したため、墜落し災害を受けたもの2件、重量物取扱、中指を痛めたものや塗装準備作業として、ガソリンを使用して集材機を洗浄中、バッテリーの元線を外してないためショートし、その火花によって気化したガソリンに引火し災害を受けたもの2件などがある。

林道関係では、落石等によって災害3件、その他服装の不備や、機械取扱中、滑落等各1件であり5年間の計6件となっている。

II 対策

これらの災害は不安全行動が原因となったものが多いことから、我が署の安全衛生委員会では、56年度に向け検討した結果、安全意識の高揚をはかることと、自ら災害を防ぐという姿勢が必要とし、先づ過去の災害を見なおし作業別に原因別に分析し、その内容を各事業所の職場安全会議にかけた。

図-2 51年度～56年度作業別災害分類図



各々事業所においては、安全管理者をはじめ補助者、推進員、作業員全員で職場安全会議を開催し、諮問された事項に添って作業の見直し、自分の作業の中にどんな危険と思われるものがあるかそれを拾い出すことから始められ、それをどのくらい取除くか、が討論され作業標準や、災害体験者の貴重な意見、また作業中、ハッとしたことや、ヒヤッとしたことなどを参考とし、職場環境に応じた危険防止対策が作られ、全員がこの防止対策を守って作業することが全員一致で申し合わせされた。

この申し合せ事項の中2～3例を上げると、

貯木場関係

1. 計測作業をするとき、盤台に荷卸された材が不安定な場合は、必ず木直しをしてから計測作

業にかかる。

2. フォークローダーで運木中は、その前後は通行しない。
3. 桟と桟の移動は飛び移ることはしない。
4. 木材の検知については、検知、巻立、機械三者の同一場所で同時作業はしない。

工場関係

1. 塗装準備作業で、ガソリンを使用して洗浄する場合は、必ずバッテリーのコードを取りはずしてから実施する。なお火気厳禁の標示をすると共に、ガソリンの容器にはその都度ふたをする。
2. 重量物の取り扱いは、単独作業はしない。
3. ビス、ネジ等をショックドライバー、またはタガネ等使用して、ハンマーで衝撃を与えて締めたり、抜いたりする場合は、防じん眼鏡を使用する。

林道関係

1. 自己点検の励行。
2. 確実な連絡、合図、安全確認及び相互注意の励行。
3. 連けい作業は必ず、合図確認してから実行する。

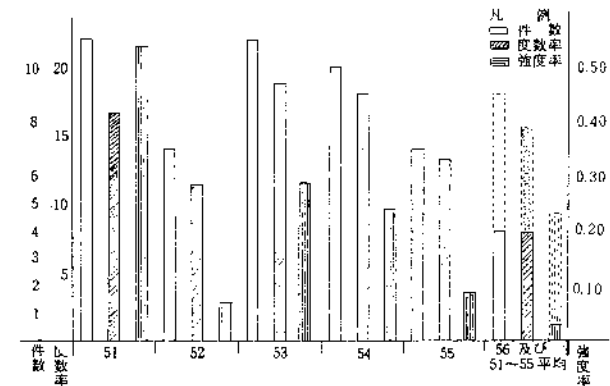
こうして定められた事項の数は、計87項目あり、それぞれ職場の中で確認され安全衛生委員会へ答申がされた。

委員会においては各職場より答申された防止策を他の規準と比較すると共に、これをいつでも、どこでも見られるように、ポケットに入る大きさ(縦8.9cm 横12.8cm)に作りその定着化を図るため全員に配付された。

現場ではこの小冊子を全員が常に携帯し、ミーティングや懇談会などで再確認を図る等活用され、安全点検の際も申し合せ事項が守られているか、どうかチェックされている。

「自分達が決めたことは、自分達で守ろう」という、ラインの人達の安全に対する熱意と、自主安全活動が定着化することにより我が署の労働災害は、56年度を境として減少し、図-3に示すとおり年平均9.2件となっていた災害は4件となり、更に本年は現在1件となっている。

図-3 年度別災害発生件数



おわりに

我が署の労働災害が56年度より減少に向って着実に進んできた要因は、従来の上意下達方式でなくそれぞれの職場の中で自分の作業の中を見直し、危険性を拾い出し、それに対して防止策を考え作ったこと、そして自分達の作った防止策を守って真剣に作業に取り組んで来たラインの人達と、署長はじめ安全管理者、安全衛生委員等スタッフの人達との一致協力の効果の現われである。

我が署においては、更に自主安全活動を推進し、災害ゼロをめざして努力を重ねて参りたい。